

法定雇用率の引き上げに伴う障害者雇用状況届出書（第3号様式）の変更について

1. 趣旨

障害者雇用促進法が改正され、平成30年4月1日から法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げになります。あわせて、精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の方、または、精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方、かつ、平成35年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方が、常用雇用労働者に含まれるよう算定方法が変更になります。

これにともない、入札参加資格審査申請の提出書類の1つである障害者雇用状況届出書（第3号様式）及び記載要領の一部改正をします。

2. 変更時期

平成30年6月1日から

（平成30年5月31日までに申請する場合は変更前の様式を使用）

3. 対象

格付工種（種目）に登録申請をする方のうち、障害者の雇用が法定雇用率を超えており、障害者雇用状況による格付点数の加算を希望する方

<格付工種（種目）>

工事：土木、舗装、造園、建築、電気、管、上水道 / 物品・委託等：建物管理、公園緑地等管理

4. 申請方法

横浜市ホームページ「入札参加資格審査申請について」http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/t_index.html

にある「申請ガイド」のP70「障害者雇用状況届出書（第3号様式）及び記載要領」をご覧ください。

5. 参考

厚生労働省ホームページ

- ・「障害者の法定雇用率の引き上げについて」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha/04.html

- ・「障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わりました」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192051.html>

担当：健康福祉局障害企画課

電話 045 (671) 3992